

後付け誤発進防止装置の購入を支援します

高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るため、後付けで誤発進防止装置を設置した方に補助金を交付します。

○補助金の交付を受けることができる方（1人につき1回に限る）

- ①町内に住所があり、補助金の交付を申請する日現在で70歳以上の方
- ②自動車運転免許証を保有し、町税及び町の国民健康保険税を滞納していない方

○対象となる自動車誤発進防止装置等

- ①自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれたときに急発進を抑制し、又はアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれたときにブレーキ操作を優先させる装置
- ②補助対象者が自ら使用する自動車に後付けで設置した装置
- ③設置した自動車の車検証に自家用かつ乗用または貨物の用途と記載され、申請者が所有者欄もしくは使用者欄に記載されていること
- ④車検証に記載されている使用の本拠の位置が町内であること
- ⑤設置業者に依頼して、自動車に設置されたものであること

○補助金の額

設置費用の2分の1以内の額で、上限20,000円（1,000円未満切捨て）

○申請の流れ

①補助金等交付申請書と住民登録等調査閲覧同意書に下記書類を添えて提出

- ・運転免許証の写し
- ・誤発進防止装置を設置する自動車の車検証の写し
- ・誤発進防止装置の購入及び設置に要する費用が分かる書類
(見積書等で装置名や価格が分かるもの)



※装置の購入・設置前に申請すること
購入・設置後では対象になりません

②役場で審査後、補助金の交付を決定・通知（1～2週間かかります）



※交付決定の通知を受け取ったあとに購入・設置すること

③誤発進防止装置の購入日から30日以内または3月31日までのいずれか早い日までに、補助金等事業実績報告書と下記書類を提出

- ・領収書の写し（誤発進防止装置の品名が記載されており、設置日が分かるもの）
- ・保証書の写し（誤発進防止装置を設置した販売店等の記載があり、設置日が分かるもの）
- ・設置状況を示す写真
- ・邑楽町自動車誤発進防止装置設置費補助金交付請求書



★申請書等の様式については、
安全安心課窓口又は町ホームページから入手できます

問合先

邑楽町役場 安全安心課 交通防災係

電話：0276-47-5019（直通）

メール：safe@swan.town.ora.gunma.jp